

【議題4】定款変更の件【第3号議案】

報告、審議・決議すべきこと：

SICE 定款（令和7年3月18日改正）変更案2件についての決議。

事由（報告、審議・決議が必要な理由）：

定款第48条の定めにより、定款の変更は社員総会の決議を必要とするため。

添付資料：

資料6：定款変更案

以上